



公取中部 だより

＜第244号＞

令和3年10月～
12月の活動状況



公正取引委員会事務総局中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館 8階

電話 052-961-9421

ファックス 052-971-5003

中部事務所HP

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

公取HP

<https://www.jftc.go.jp/>

公取中部だより 第244号

(令和3年10月～12月)

目 次

I. 中部事務所の活動状況

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 概況 | ・・・・・・・・・・P1 |
| 2. ピックアップニュース | ・・・・・・・・・・P2 |
| 3. 会議・説明会等の実施状況 | ・・・・・・・・・・P16 |

II. 公正取引委員会の動き

- | | |
|---------|---------------|
| ・主な報道発表 | ・・・・・・・・・・P20 |
|---------|---------------|



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

緊急事態宣言が9月末日に解除されました。感染拡大防止の取組を徹底しつつ、対面での業務に当たっています。

例えば、10月に水産物卸売業者を組合員とする団体に対し、12月には食料品製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして「注意」を行いました。また、11月には、今年度になって初めての「高校生向け独占禁止法教室」を開催し、その翌月は、高校生の来訪による「庁舎訪問学習」を実施しました。

最低賃金改定や原材料費上昇のもとで下請事業者へのしわ寄せが懸念されるなか、オンラインによる取組も進んでいます。

例えば、「下請法基礎講習会」の参加者数（今年度これまで3回で約840人）は、対面方式（令和元年度の7回分）と比べ約3倍となりました。毎年11月の「下請取引適正化推進月間」には、学習ツールである「下請法道場」からクイズを出題するなど「下請取引適正化推進講習会」を開催しました。また、管内の弁護士会との連携強化の一環として、「下請法説明会・事例勉強会」（2回）に加えて、中部事務所として初めて「独占禁止法事例説明会」（3回）を実施しました。さらに、事務所のトップページには、下請法相談「フリーダイヤル」（0120-060-110）や「下請法 知っておきたい豆情報」を掲載しています。

広聴活動にも様々な形で取り組みました。12月には、「名古屋地区の有識者と公正取引委員会委員との懇談会」をオンライン方式により開催しました。また、「経済団体と中部事務所との懇談会」を4回、「消費者団体との懇談会（消費者セミナー）」を2回実施しました。今後、このような場でいただいた御意見等を業務に反映して参ります。

2. ピックアップニュース



下請課

- (1) 下請法のオンライン講習会
基礎講習会, 下請取引適正化推進講習会
- (2) 管内の弁護士会に向けた下請法の説明会・事例勉強会
- (3) 公正取引委員会よろず相談室

第一審査課

- (1) 水産物卸売業者の団体に対する注意
- (2) 食料品製造業者に対する注意

取引課

- (1) 消費者団体との懇談会（消費者セミナー）
- (2) 名古屋市消費生活フェアへの出展

経済取引指導官

- (1) 管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会について
- (2) 公共入札に関する連絡担当官会議
- (3) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 高校生向け独占禁止法教室等
- (2) 有識者と公正取引委員会委員との懇談会
- (3) 関係団体と中部事務所との懇談会
- (4) オンライン所内研修
- (5) テレワークの実施
- (6) 独占禁止政策協力委員の指摘への対応
- (7) 相談件数の動向（10月～12月）

■ 下請課



(1) 下請法のオンライン講習会

ア 基礎講習会

公正取引委員会は、下請法等の基礎知識の習得を希望する方であれば親事業者・下請事業者いずれの立場の方でも参加可能な「下請法基礎講習会」を開催しています。令和3年度、中部事務所は、この講習会を4回開催することとしています。(第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：令和4年2月)

下請法基礎講習会は、受講者を会場に集める対面開催に比べて大人数が参加可能となる「ウェブ・セミナー方式」を採用しているところ、第2回においては、当初の募集数（申込回線数）を200としていましたが、予想以上に多くの方から申込の希望が寄せられたため、これを250に増やして開催し約400名の方に参加いただきました（参加人数はアンケート集計の結果による。）。令和3年度は、これまでに「ウェブ・セミナー方式」により3回開催していますが、参加者の合計は約840名であり、対面開催を7回行った令和元年度の参加者と比較すると約3倍の方に御参加いただきました。

令和3年度の第4回開催は令和4年2月8日の予定です。まだ申込を受け付けていますので、御関心のある方は、是非、受講してみてください。

(申込先URL)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

イ 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っており、その取組の一

つとして下請取引適正化推進講習会を開催しています。この講習会は、上記アの基礎講習会と比べると、下請法の規制をより詳しく解説するものとなっています。また、講習の途中で、中部事務所オリジナルの下請法学習ツールである「下請法道場」からクイズを出題することにより、講習会の内容の理解を確実なものへとしていただく工夫をしました。

中部事務所においては、令和3年度、「ウェブ・セミナー方式」により、この講習会を3回開催しました（約280名が参加）。

また、全国的な取組として、下請取引適正化推進講習会で使用する下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できるよう「下請取引適正化推進講習会動画」を作成しましたので、是非こちらも御覧ください。

（下請法道場のURL）

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_doujou/doujou_index.html

（下請取引適正化推進講習会動画のURL）

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3_suishinkousyuukai_douga.html

(2) 管内の弁護士会に向けた下請法の説明会・事例勉強会

中部事務所は、取引上のトラブルを抱えている中小・下請事業者を支援するため、管内の弁護士会との連携の強化に努めています。

その一環として、弁護士会の会員向けに、下請法の説明会・事例勉強会を開催しています。

最近では、令和3年12月13日に静岡県弁護士会に、同月17日に金沢弁護士会に対し、それぞれ下請法の説明会・事例勉強会を開催しました。

当日は、静岡県弁護士会からは約40名の、金沢弁護士会からは約20名の弁護士に御参加いただき、熱心に説明を聞いていただくとともに、公正取引委

員会の下請法違反事件の調査手続に関することなどの御質問もいただきました。

(3) 公正取引委員会よろず相談室

中部事務所は、事務所の所在地（名古屋市）から遠方の石川県・富山県において、「公正取引委員会よろず相談室」を開催し、北陸地区の事業者の取引上の悩み・トラブルについて相談対応しています。

「公正取引委員会よろず相談室」では、冒頭、下請法の説明を1時間程度行い、その後、参加者から個別に御相談をお受けしています（下請法の説明のみへの参加も可能です。）。最近では、10月と12月にオンライン方式にて開催し、10月は12社、12月は3社に御参加いただきました。

参加者からは「有意義だった」、「相談した内容についてアドバイスを受けることができた」等の意見をいただいています。

次回は、令和4年3月に開催を予定しています。関心のある方は、中部事務所HPを御覧ください。

（公正取引委員会よろず相談室のURL）

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_index.html



■ 第一審査課

(1)水産物卸売業者の団体に対する注意

令和3年10月、中部事務所管内に所在する水産物卸売業者を組合員とする団体に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
水産物卸売業を営む事業者を組合員とする団体Aは、 ①X漁業協同組合（以下「X漁協」という。）に対し、X漁協が開催する水産物のせりに特定の事業者を参加させる場合には、団体Aの組合員は同せりに参加しないことを示唆することにより、平成31年3月頃から令和2年8月31日までの間、X漁協をして、同せりに特定の事業者を参加させないようにしていた。 ②団体Aの組合員が販売する一部の水産物の販売を制限していた。

上記①の行為は、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）、又は同条第3号（一定の事業分野における事業者数の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

上記②の行為は、独占禁止法第8条第4号（構成事業者の機能・活動の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

(2)食料品製造業者に対する注意

令和3年12月、中部事務所管内に所在する食料品製造業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
食料品製造業を営む事業者 B は、自社が販売する消費者向け健康食品等について、直接又は卸売業者を通じて小売業者に対し、商品カタログに掲載している希望小売価格で販売するよう要請していた。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号〔再販売価格の拘束〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

■ 取引課



(1) 消費者団体との懇談会（消費者セミナー）

消費者からの相談についての最近の傾向や、消費生活相談員としての景品表示法に係る公正取引委員会への要望等について意見交換を行うことを目的として、10月に、公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部と懇談会（消費者セミナー）を行いました。また、12月には、消費者が普段の生活において抱えている疑問・問題等について把握することを目的に、しずおか市消費者協会と懇談会（消費者セミナー）を行いました。

これらの懇談会では、オンライン通販には不当表示が多いなどの御意見をいただきました。また、消費者セミナーを開催し、違反事例を中心に説明してほしいとの御要望もいただきました。今後の業務に活かしていきたいと考えています。

(2) 名古屋市消費生活フェアへの出展

令和3年11月13日に行われた「名古屋市消費生活フェア なごやエシカルフェア☆2021」に出展しました。令和2年度に続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためパネル展示による出展となりました。令和3年度は、「学んでみよう、表示のこと ～その広告、本当ですか？～」というテーマで、二重価格表示及び原産国表示について、商品を購入する際に気を付けて見てほしい点などをまとめたパネルを展示したほか景品表示法のパンフレット等を配布しました。

主催者である名古屋市によると、当日の来場者数は昨年度の約1.7倍とのことでしたが、限られたスペースでの展示は来場していただいた方への訴求内容に限りが出てしまうため、展示内容について工夫が必要だと感じました。

■ 経済取引指導官



(1) 管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会について

中部事務所では、独占禁止法に係るトラブルの未然防止、被害拡大防止等を図る観点からも、管内の弁護士会との連携体制づくりを進めています。

公正取引委員会への独占禁止法の相談件数は年々増加傾向にあります。弁護士は事業者等からの相談を受ける機会が多く、今後、独占禁止法に関する相談も増加してくると思われます。そこで、弁護士の独占禁止法についての研鑽をお手伝いさせていただくことはできないだろうかと考えました。この旨を管内の弁護士会にお伝えしたところ、御理解をいただき今回の説明会の開催に至ったものです。

今回の説明会では、令和3年10月下旬から11月中旬にかけて、管内の3つの弁護士会（金沢、岐阜県、愛知県）に対して独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度版）についての説明を行いました。Web会議システムを利用して、説明会場又は受講者個人のパソコンに説明内容を配信（オンラインによる生配信）し、合計127名に御参加いただきました。

相談事例集とは、当委員会が前年度に寄せられた相談の中から事業者等に参考になると考えられる事例を選定し、匿名化及び内容を一部加工した上で例年6月に公表を行っているものです。令和2年度の相談事例集については、令和3年6月9日に公表しており、11事例を掲載しています。

説明会の時間は受講団体の希望に応じて60分から90分の間で行いました。事例の説明は、1事例につき、15分程度掛かり、掲載事例の全てを説明することができないため、事前に受講団体に説明を希望する事例について選定を行ってもらうことにより、効果的、効率的に説明会が実施できるように工夫しました。

令和２年度の相談事例集の特徴は新型コロナウイルス感染症関連の取組に関する相談が掲載されていることです。受講団体からもコロナ関連事例の説明希望が多かったため、説明会においては、当委員会が実施している新型コロナ関連の取組を説明した後、コロナ関連の事例を中心に説明を行いました。

中部事務所が実施する弁護士会に対する相談事例集説明会は今回が初めてでしたが、受講者からは「事例に基づいての説明であり、理解を深めることができた」、「独占禁止法の初学者であるが、理解することができた」などおおむね好意的な意見をいただいています。

相談事例集には、コロナ関連の事例のように、時勢を反映した、事業者等に参考になると考えられる事例が掲載されています。このため、毎年、継続して相談事例集説明会を実施していくことが重要であると考えています。

(2) 公共入札に関する連絡担当官会議

公正取引委員会と発注機関との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、毎年、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しています。

本会議は、平成６年に閣議了解された「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を踏まえて開催されているものです。中部事務所では、平成６年から毎年開催しており、今回で２８回目となります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、初めてオンライン方式とし、１２月１３日に開催し、２６の発注機関から参加がありました。

参加発注機関数を見ると、昨年度に比べて２機関増えています。今年度は、例年参加していただいていたいなかった北陸地区の発注機関にも御出席いただきました。これは、開催方法をオンラインとしたため、遠方の発注機関が参加し

やすくなったことが要因であると考えています。

会議では、当事務所から官製談合防止法の概要及び当委員会への通報の際の注意点を説明しました。その後、参加発注機関から入札談合防止に向けた取組について発表していただきました。

(3) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、『独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った』案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年7月～9月の期間中に9条通知を行った案件について同年10月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R3.8.31	岡谷鋼機(株)及び光洋マテリカ(株)	鉄鋼製品卸売業	株式取得	20%超	R3.9.17

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

■ 総務課



(1) 高校生向け独占禁止法教室等

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、独占禁止法教室は実施しておりませんでした。緊急事態宣言が解除されたことなどから、感染対策を講じつつ、令和3年11月30日に岐阜県立岐阜各務野高校において、同年12月17日富山県立高岡商業高校において独占禁止法教室を実施しました。また、同月27日には三重県立四日市南高校の皆さんの来訪による「庁舎訪問学習」を実施し、中部事務所を案内するとともに独占禁止法の概要について学んでいただきました。早い段階で独占禁止法の役割を理解していただくことは大切だと考えておりますので、今後もこうした取り組みを継続してまいります。

(2) 有識者と公正取引委員会委員との懇談会

公正取引委員会は、地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、毎年度、地方有識者と委員等との懇談会を実施しています。この一環として、今年度は、令和3年12月3日、名古屋地区における有識者と三村委員との懇談会（オンライン方式）を実施しました。この懇談会には、経済界、法曹界、学識経験者及び報道機関の皆様にご出席いただき、中小企業を取り巻く状況やスタートアップに関するものなど様々な意見が出されました。これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

(3) 関係団体と中部事務所との懇談会

中部事務所においても、令和3年10月12日に愛知中小企業家同友会、同年12月8日に静岡県中小企業団体中央会、同月10日に愛知県中小企業団体中央会、同月16日に北陸経済連合会との懇談会を実施し、意見交換をオンラインにて行いました。

今後もこういった懇談会を実施し、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てていきます。

(4) オンライン所内研修

中部事務所では、テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう、オンライン研修の実施に取り組んでいます。

10月以降のオンライン所内研修では、総務管理官、取引課長、下請課長及び第一審査課長がそれぞれ講師となり、これまでの業務における体験談等について中堅・若手職員に説明を行いました。

(5) テレワークの実施

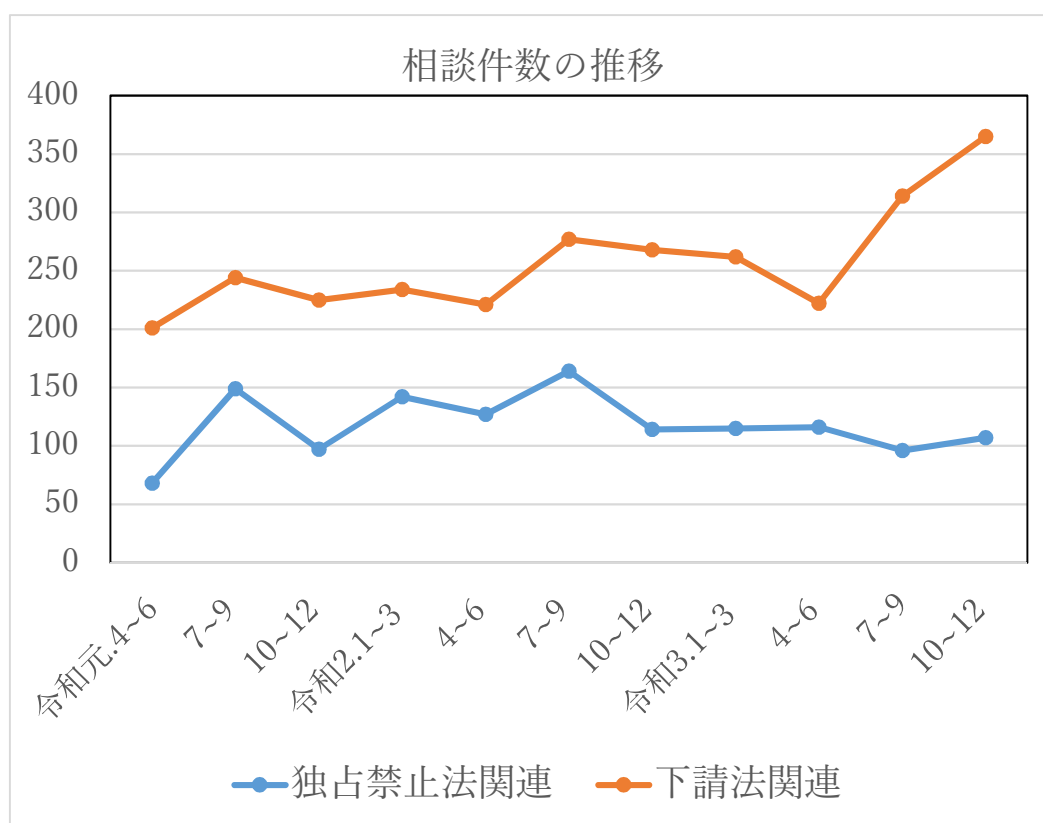
事務所内においてテレワークに関するアンケートを実施したところ、通勤時間がなくなるので、その分プライベートの時間が増えるといった回答が寄せられ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に加えて職員のワークライフバランスにも一定のメリットが生じていることが分かりました。他方で、職場に來ないとできない作業もあるといった回答も寄せられました。今後も業務に支障がないよう工夫しながら、テレワークの実施を推進していきます。

(6) 独占禁止政策協力委員の指摘への対応

公正取引委員会は、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員を委嘱し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見や要望を聴取し、これらを適宜業務に反映するなどしているところです。今般管内で実施した意見聴取においては、中部事務所のホームページについて意見が寄せられました。現在、これを踏まえ、改善のための作業を行っています。

(7) 相談件数の動向（10月～12月）

中部事務所に寄せられた「令和3年度第3四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が107件（前年同期114件）、下請法関連が365件（同268件）となっています。前年度同期に比べて、独占禁止法関連では微減、下請法関連では大幅な増加（36%増）となりました。原材料価格の上昇等のなか、下請法関連の相談件数は令和元年度第一四半期以降、最大のものです。



引き続き、事業活動の中で、取引先から求められた事項や、契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば、中部事務所に御相談ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1) 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ (2) 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
(1) 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 (2) 事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動（流通・取引慣行、知的財産権の利用、共同研究開発を含む）についての個別具体的な相談 (3) 中小企業等協同組合の届出	経済取引指導官	052-961-9422
(1) 下請法についての相談 (2) 下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	下請課	052-961-9424
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
(1) 優越的地位の濫用の考え方についての相談 (2) 景品表示法についての相談 (3) 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

3. 会議・説明会等の実施状況

日	会議，説明会等	主催者	開催場所/方法
10月			
1日	日本福祉大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
1日	豊橋創造大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
8日	東海学院大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
11日	独占禁止法研修会	石川県庁	オンライン
11日	官製談合防止法研修会	石川県庁	オンライン
12日	愛知中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
12日	官製談合防止法研修会	富山県庁	オンライン
14日	官製談合防止法研修会	愛知県庁	オンライン
19日	よろず相談室（石川県）	公正取引委員会	オンライン
19日	消費生活講座に講師を派遣	名古屋経営短期大学	愛知県尾張旭市
20日	よろず相談室（富山県）	公正取引委員会	オンライン
22日	金沢弁護士会での独占禁止法事例説明会	公正取引委員会	オンライン
26日	官製談合防止法研修会	静岡市役所	オンライン
26日	常葉大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
26日	官製談合防止法研修会	豊橋市役所	オンライン
26日	愛知県中小企業団体中央会創立65周年記念式典，第70回中小企業団体愛知県大会に出席	愛知県中小企業団体中央会	名古屋市
27日	官製談合防止法研修会	いなべ市役所	オンライン
27日	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部との懇談会	(公社)全国消費生活相談員協会中部	名古屋市
28日	下請法基礎講習会	公正取引委員会	オンライン
28日	官製談合防止法研修会	名古屋市役所	オンライン
29日	官製談合防止法研修会	小牧市役所	オンライン

29日	(一社)日本金型工業会中部支部での下請法等説明会	公正取引委員会	オンライン
11月			
1日	朝日大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
2日	官製談合防止法研修会	津市役所	オンライン
4日	岐阜県弁護士会での独占禁止法事例説明会	公正取引委員会	オンライン
9日	官製談合防止法研修会	野々市市役所	オンライン
9日	北陸大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
9日	下請取引適正化推進講習会	公正取引委員会	オンライン
10日	下請取引適正化推進講習会	公正取引委員会	オンライン
10日	愛知県弁護士会での独占禁止法事例説明会	公正取引委員会	オンライン
16日	官製談合防止法研修会	名古屋植物防疫所	オンライン
17日	消費生活講座に講師を派遣	愛知大学	名古屋市 (オンライン同時配信)
17日	官製談合防止法研修会	磐田市役所	オンライン
18日	消費者セミナー	石川県かほく市消費生活センター	オンライン
24日	消費生活講座に講師を派遣	愛知学泉大学	愛知県岡崎市
25日	名城大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
25日	消費生活講座に講師を派遣	金城学院大学	名古屋市
25日	下請取引適正化推進講習会	公正取引委員会	オンライン
25日	官製談合防止法研修会	東海防衛支局	オンライン
26日	官製談合防止法研修会	東海防衛支局	オンライン
29日	試買検査会に職員を派遣	石川県観光土産品公正取引協議会	金沢市
30日	岐阜各務野高校での独占禁止法教室に講師を派遣	公正取引委員会	岐阜県各務原市

30日	愛知県内発注機関向け官製談合防止法研修会・地方公共団体ハンドブック研修会	公正取引委員会	オンライン
12月			
2日	下請法基礎講習会	公正取引委員会	オンライン
3日	有識者との懇談会	公正取引委員会	オンライン
6日	名古屋工業大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
6日	官製談合防止法研修会	岡崎市役所	オンライン
7日	よろず相談室（石川県）	公正取引委員会	オンライン
7日	しずおか市消費者協会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
7日	下請法講習会に講師を派遣	（公財）あいち産業振興機構	名古屋市
8日	静岡県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
10日	官製談合防止法研修会	高岡市役所	オンライン
10日	独占禁止法説明会に講師を派遣	中部経済連合会	名古屋市
10日	愛知県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
13日	消費生活講座に講師を派遣	日本福祉大学	オンライン
13日	静岡県弁護士会での下請法説明会	公正取引委員会	オンライン
13日	公共入札に関する連絡担当官会議	公正取引委員会	オンライン
14日	官製談合防止法研修会	岐阜市役所	オンライン
14日	独禁法研究部会第4例会	（一財）中部生産性本部	オンライン
15日	四日市大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
15日	消費生活講座に講師を派遣	愛知学院大学	名古屋市 （オンライン同時配信）
16日	北陸経済連合会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
17日	高岡商業高等学校での独占禁止法教室に講師を派遣	公正取引委員会	富山県高岡市
17日	金沢弁護士会での事例勉強会	公正取引委員会	オンライン

17日	官製談合防止法研修会	岐阜市役所	オンライン
20日	官製談合防止法研修会に講師を派遣	国土地理院中部地方測量部	名古屋市
23日	官製談合防止法研修会	豊田市役所	オンライン
27日	庁舎訪問学習	四日市南高等学校	名古屋市

Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年9月18日～12月31日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法・下請法・景品表示法		
12月27日	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について	22
独占禁止法・下請法		
11月24日	「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の改定について	23
独占禁止法		
10月25日	意見聴取手続における証拠閲覧のデジタル化について	24
11月26日	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する審査結果について	25
12月2日	株式会社ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	26
12月6日	楽天グループ株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	27
12月23日	「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」に対する意見募集について	28
下請法		
9月29日	「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル化について	29
10月1日	令和3年度「下請取引適正化推進月間」の実施について	30
11月12日	株式会社ナガワに対する勧告について	31
11月16日	下請取引の適正化について	32

景品表示法		
12月14日	カーズショップ松山こと高畑正志に対する景品表示法に基づく措置命令について	33
12月16日	石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について	34
12月22日	株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	35
その他		
9月27日	第16回東アジア競争政策トップ会合及び第13回東アジア競争法・政策カンファレンスの開催について	36
10月8日	名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	37
10月13日	有識者との懇談会の開催について	38
10月18日	第219回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	39
11月4日	名古屋地区における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	40
11月12日	タイ取引競争委員会に対する長期専門家の派遣について	41
11月29日	G7 エンフォーサーズ・サミットの開催及び「要約」の公表について	42
12月1日	静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	43
12月3日	名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	44
12月9日	金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	45
12月20日	庁舎訪問学習の実施について	46
12月24日	令和4年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について	47

「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」について

内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられました。

公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しながら、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組を着実に実施に移していきます。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】
2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化
 - (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】
 - (2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】
 - (3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】
 - (4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応【公正取引委員会・中小企業庁】
 - (5) 下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】
 - (6) 取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】
3. 労働基準監督機関における対応
 - (1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】
 - (2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】
4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】
5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化
 - (1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】
 - (2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】
6. 景品表示法上の対応【消費者庁】
7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対応【公正取引委員会】
8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化
 - (1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】
 - (2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】
 - (3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】
9. 関係機関の体制強化【公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省】
10. 今後の検討課題
 - (1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月27日）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>）を御覧ください。

「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の改定について

公正取引委員会は、令和3年9月8日、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」といいます。）を策定した。

今般、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、以下のとおり、アクションプランの改定を行い、下請取引に対する監督体制の強化を更に進めていくこととしました（新規追加した施策は太字下線）。今後も引き続き、これらの成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していきます。

第1 下請法等の執行強化

1 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化

(1) 下請事業者に対する定期調査の実施

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

(3) ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査の実施

2 最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

(1) 「価格交渉促進月間」の取組成果等を踏まえた対応

(2) 注意喚起文書による親事業者に対する要請の実施

第2 相談対応の強化

1 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」における相談対応及び周知徹底

2 中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

第3 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

1 「買いたたき」に関する下請法上の考え方の明示及び周知徹底

2 「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化

(1) 不当なしわ寄せ防止に向けた取組の周知徹底

(2) 「下請取引適正化推進講習会テキスト」のより一層の活用

3 下請法遵守に関する年末要請の実施

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月24日）「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の改定について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211124.html>）を御覧ください。

意見聴取手続における証拠閲覧のデジタル化について

公正取引委員会は、行政手続のデジタル化への対応・事業者の利便性の向上等のため、意見聴取手続における証拠閲覧の方法をデジタル化することとします。

【参考：意見聴取手続について】

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/sinsa.html>

1 内容

意見聴取手続における証拠の閲覧について、紙綴りを用いる従来の方法から、電子機器を通じてPDFファイルを開覧する方法に変更します。

	従来の方法	電子機器による方法
閲覧対象	証拠を写した紙	証拠をデジタル化したPDFファイル
閲覧用媒体	紙綴り（1部のみ）	当委員会が用意する電子機器（複数台可）
閲覧場所	当委員会事務総局内の会議室等	同左（変更なし）

これにより、①同一の証拠を複数人が同時に閲覧できる、②綴りから紙を出し入れする手間がなくなる等の、事業者の利便性の向上が期待できます。また、紙資源の節約や、物を媒介にした他者との接触機会の減少による新型コロナウイルス感染症の予防にも役立ちます。

2 今後の予定

令和3年度	11月1日～ 証拠閲覧方法のデジタル化を開始 ※令和3年度中は移行期間とする。
令和4年度	4月1日～ 完全にデジタル化

円滑な移行のため、移行期間においては、従来の方法又は電子機器による方法のいずれかを閲覧申請者が選択できることとします。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→10月→（令和3年10月25日）意見聴取手続における証拠閲覧のデジタル化について
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211025ikentyousyu.html>）を御覧ください。

グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー によるシル트로ニック・アーゲーの株式取得 に関する審査結果について

公正取引委員会は、グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー（GlobalWafers GmbH。本社ドイツ。以下「GW」といい、GWの最終親会社であるシノアメリカン・シリコン・プロダクツ・インクと結合関係が形成されている企業の集団を「GWグループ」といいます。）によるシル트로ニック・アーゲー（Siltronic AG。本社ドイツ。）の株式取得について、GWから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、GWに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

当委員会は本件について、シンガポール競争・消費者委員会及び米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月26日）グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシル트로ニック・アーゲーの株式取得に関する審査結果について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211126w.html>）を御覧ください。

独占禁止法（排他条件付取引又は拘束条件付取引）

令和3年12月2日公表

株式会社ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

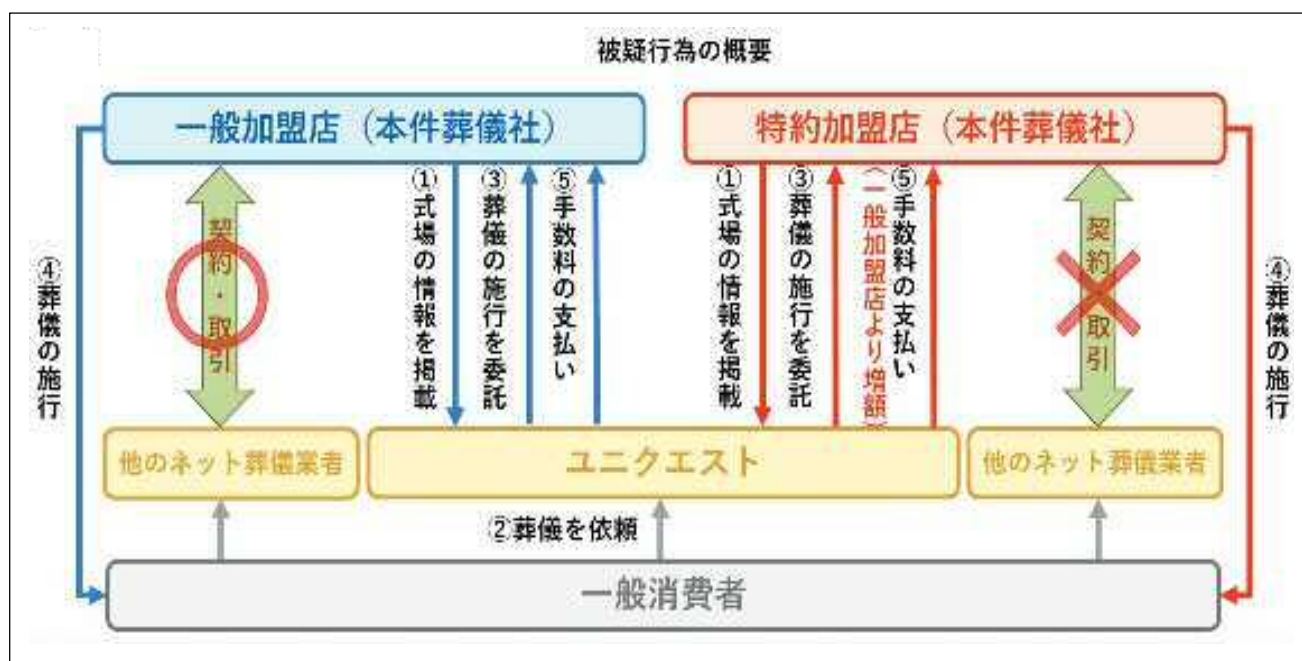
公正取引委員会は、株式会社ユニクエスト（以下「ユニクエスト」といいます。）が、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービス（注）に関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社（以下「本件葬儀社」といいます。）に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者（以下、インターネット葬儀サービスを営む事業者を「ネット葬儀業者」といいます。）と取引することを制限している疑いがあったことから、ユニクエストに対し、令和3年6月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきました。

今般、ユニクエストから特約加盟店制度（以下参照）を廃止する等の改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、前記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了しました。

（注）インターネットを通じて全国の一般消費者から葬儀の申込みを受け、提携している葬儀社に対して葬儀の施行を依頼する事業をいいます。

【特約加盟店制度の内容】

本件葬儀社が他のネット葬儀業者と取引しないことを条件として、ユニクエストが当該本件葬儀社に支払う委託手数料相当額を一般加盟店よりも増額する制度。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月2日）株式会社ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211202.html>）を御覧ください。

独占禁止法（優越的地位の濫用）

令和3年12月6日公表

楽天グループ株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

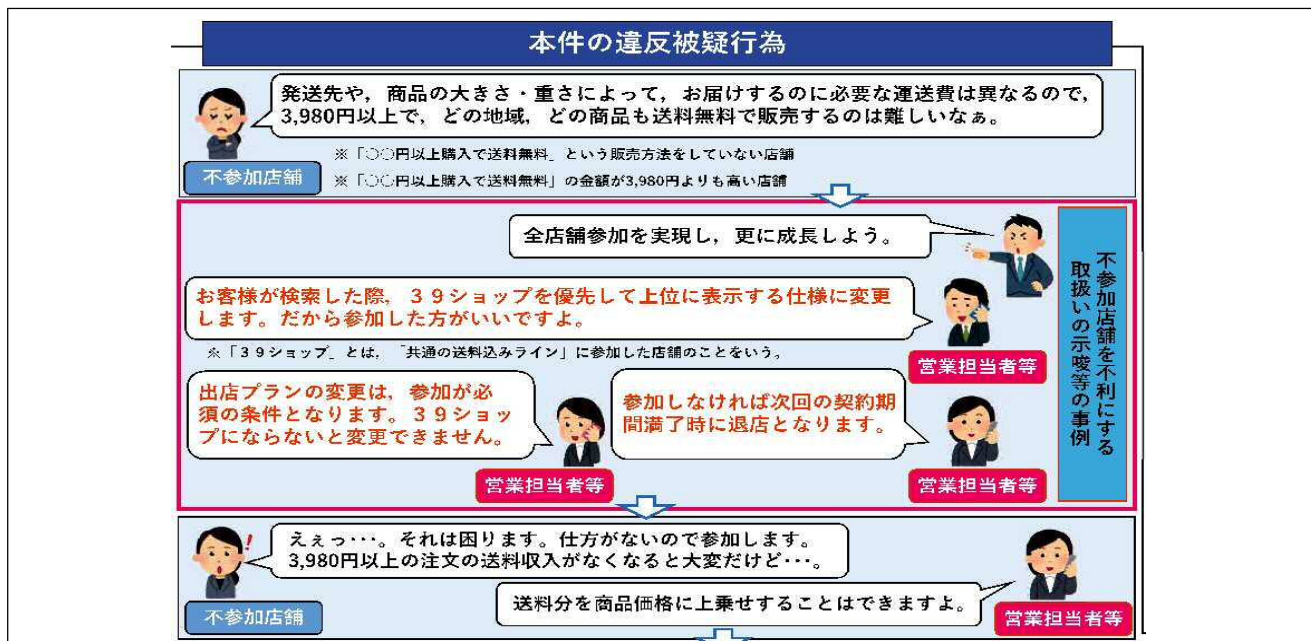
公正取引委員会は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）が、楽天が運営するオンラインモール「楽天市場」に出店している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」（注）を令和2年3月18日から一律に導入することを通知するなどしたことから、同年2月28日、東京地方裁判所に対し、楽天が「共通の送料込みライン」を一律に導入することの一時停止を求め、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づいて緊急停止命令の申立てを行いました。

こうした中、楽天は、同年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできる措置を行うこと等を公表し、その後、出店事業者が適用対象外申請を行うための手続を設けました。公正取引委員会は、出店事業者が「共通の送料込みライン」に参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げました。ただし、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、継続して審査を行ってきました。

これまでの審査の結果、楽天が、令和元年7月以前から楽天市場に出店している出店事業者に対し、店舗を担当する営業担当者等により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗（以下「不参加店舗」といいます。）を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施している疑いのある事実が認められました。

今般、楽天から、改善措置の申出がなされました。公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、楽天が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとしました。

（注）原則として3,980円（税込み）以上の注文の場合に「送料無料」と表示する施策。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月6日）楽天グループ株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211206.html>）を御覧ください。

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」に対する意見募集について

公正取引委員会及び経済産業省は、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的とし、令和3年3月29日、「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定しました。

その後、出資に係る取引慣行の重要性に鑑み、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、スタートアップと出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定することとされました。これを受けて、公正取引委員会及び経済産業省は「スタートアップとの事業連携に関する指針」を改正し、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（以下「本指針」といいます。）を策定することとしました。

つきましては、本指針（案）について、下記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

なお、本指針（案）において、独占禁止法・競争政策上の考え方及び事例については公正取引委員会が担当し、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性については経済産業省が担当しています。

1 意見公募の対象

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」のうち、「スタートアップとの事業連携に関する指針」からの改正箇所

2 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載
- （2）公正取引委員会及び経済産業省のホームページに掲載
- （3）窓口での供覧

3 意見提出方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」
- （2）電子メール
- （3）郵送

4 意見提出期限

令和4年1月21日（金）18：00必着
（郵送の場合は、同日必着）

5 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月23日）「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」に対する意見募集について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211223pressrelease.html>) を御覧ください。

「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」 のフリーダイヤル化について

公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、本年9月の「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しています（令和3年9月8日）。

公正取引委員会は、同日、取引先から不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等から下請法に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置したところ、令和3年10月1日以降、当面の間、当該相談窓口のフリーダイヤル化を行うこととしました。今後も引き続き、更なる取組を検討・実施していきます。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

電話番号 0120-060-110

【令和3年10月1日に開通】

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】 10:00～17:00

（土日祝日・年末年始を除く。）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月29日）「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル化について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210929.html>）を御覧ください。

令和3年度「下請取引適正化推進月間」の実施について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請法の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っています。

また、令和3年9月8日、公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」といいます。）を公表しており、下請取引適正化推進月間を公表しており、下請取引適正化推進月間の開催に併せてアクションプランの取組を周知していくこととしています。

令和3年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

トラブルの 未然防止に 発注書面

● 主な取組

- (1) アクションプランの内容も含めた下請取引の適正化に関する普及・啓発
 - ・ 新聞、雑誌、インターネット、事業者団体の機関誌等を通じた広報
 - ・ 都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設におけるポスターの掲示
- (2) 下請取引適正化推進講習会
 - ・ 新しい動画の作成・公開
 - ・ インターネットを活用したオンライン講習会の実施
- (3) 下請事業者を対象とした定期調査
 - ・ 下請法違反の情報収集のため、下請事業者を対象とする調査を11月下旬に実施予定

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→10月→（令和3年10月1日）「下請取引適正化推進月間」の実施について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211001_gekkan.html）を御覧ください。

株式会社ナガワに対する勧告について

公正取引委員会は、株式会社ナガワ（以下「ナガワ」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

本件は、令和3年10月22日に、中小企業庁長官から下請法第6条の規定に基づく措置請求を受けた事案です。

違反事実の概要

- (1) ナガワは、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、
ア 自社が販売又はレンタルするユニットハウス^(注1)に使用する床材、壁材等の資材の製造
イ 自社がレンタルする建設機械器具の修理を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。

（注1）工場で組立・製造した箱型のユニットを現場に備え付けることにより簡易・迅速に設置できる建物で、工事現場における事務所、災害時の仮設住宅などに使用される。

- (2) ナガワは、平成30年9月から令和元年9月までの間、「早期支払割引料」^(注2)を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1911万9134円である（下請事業者66名）。

（注2）下請代金をファクタリング方式ではなく現金で支払っていることを理由として徴収したもの。
このファクタリング方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権をファクタリング会社に譲渡することにより、当該ファクタリング会社から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式である。

- (3) ナガワは、令和3年10月29日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月12日）株式会社ナガワに対する勧告について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211112_nagawa.html）を御覧ください。

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、従前から、下請法に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、下請法の普及啓発を実施しています。さらに、「成長と分配の好循環」の実現には、下請事業者の取引環境の改善が必要不可欠であるという問題意識の下、政府を挙げて下請取引に対する監督体制の強化に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことのないほど、厳しい経営環境に直面しています。また、足下では、原油価格が高騰する中、円安傾向も相まって、原材料・エネルギーコストが上昇していることも中小企業・小規模事業者にとって大きな打撃となっています。さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念されます。

このため、

ア 親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要であり、下請代金支払等の適正化に取り組んでいただきたいこと

イ 令和3年10月からの最低賃金額の改定を含む労務費や原材料費等の上昇等の下請価格への適切な反映を促進するため、同年9月に「価格交渉促進月間」が実施され、公正取引委員会は、この「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定したところ、受注側企業と発注側企業との間で積極的な価格交渉を行っていただくとともに、受注側企業への不当なしわ寄せが生じないようにしていただきたいこと

等について、本日、関係事業者団体約1,400団体に対し、親事業者となり得る会員に対して周知徹底を図るなど、適切な処置を講じるよう公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月16日）下請取引の適正化について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211116.html>）を御覧ください。

景品表示法（優良誤認）

令和3年12月14日公表

カーズショップ松山こと高畑正志に対する 景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、カーズショップ松山こと高畑正志に対し、同人が供給する中古自動車に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

トヨタ ラクティス GSパッケージ（ガンメタリック）



本体写真
(1/1枚)

車両本体価格		支払総額	
22.0万円		39.7万円	
※価格はすべて税込み			
価格見直しメールを受け取る			
年式	走行距離	車検有無	修復歴
2007 (H19)	7.9 万km	車検整備付	なし
地域 愛媛県			
お気に入り追加			
ケータイへ送る			
販売店名：カーズショップ松山 住所：愛媛県松山市南高井町1800番地			
お店の在庫一覧を見る			

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月14日）カーズショップ松山こと高畑正志に対する景品表示法に基づく措置命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211214.html>）を御覧ください。

石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、石油製品の販売事業者2社に対し、2社が供給する石油製品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局九州事務所)の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第2号(有利誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→12月→(令和3年12月16日)石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211216.html>)を御覧ください。

株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、株式会社GSDに対し、同社が供給する「GSD-209N」と称する型式の「^{イオン} ^{メディック} ^{オーリラ}ION MEDIC O-RELA」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

実際の表示（一部）



大切な人を守りたいから、
空気を洗って快適なお部屋作り。

PM2.5
花粉
ダニの死骸
ニオイ

空気中に浮遊するウィルス・菌・ダニの死骸やフンなどの
アレル物質を分解し不活性化！

Comfortable life to you

PM2.5とは――
直径0.25μm以下、0.27μm以下の粒子径の微粒子。大気汚染の指標物質として知られるが、呼吸器や皮膚に付着し、健康被害として知られる。また、アレルギーの原因物質として知られる。PM2.5は、呼吸器や皮膚に付着し、健康被害として知られる。また、アレルギーの原因物質として知られる。

今こそ頼りになるオーリラ
オーリラは、人体に大きな影響を与える空気中の有害物質や、生命の危険を伴うウィルスを分解・除去することが実証されております。

- PM2.5・PM1.0等の大気汚染物質
- ダイオキシシン
- RSウイルス
- 黄色ブドウ球菌
- サルモネラ菌
- 花粉
- マイコプラズマ
- 腸炎ビブリオ菌
- レジオネラ菌



今こそ頼りになるオーリラ！！

オーリラは、
人体に大きな影響を与える
空気中の有害物質や、
生命の危険を伴うウィルスを
耐性を持たせることなく
分解・除去
する事が実証されております。



オーリラのマイナスイオンは、肺機能を高め炭酸ガスの排出を促進し、酸素交換率を高めます。肺で酸素交換がスムーズに行われると風邪や肺炎も回復に向かいます。

また、オーリラは
インフルエンザウイルス、
ノロウイルスに
効果絶大！！

インフルエンザウイルス・ノロウイルスに
効果絶大！！

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月22日）株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211222touhokuukeihyou.html>）を御覧ください。

第16回東アジア競争政策トップ会合及び 第13回東アジア競争法・政策カンファレンスの開催について

公正取引委員会は、下記のとおり、シンガポール競争・消費者委員会及びアジア開発銀行研究所との共催により、第16回東アジア競争政策トップ会合及び第13回東アジア競争法・政策カンファレンスをオンライン方式で開催することとしました。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等の競争当局のトップ等が一堂に会し、最近の活動状況や今後の課題等について率直な意見・情報交換を行うことにより、相互の協力関係を促進・強化することを目的としており、本年は、16の東アジア地域等の競争当局が参加する予定です。

また、東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行うことにより、東アジア地域における競争法・政策の重要性に関する共通の理解を構築することを主要な目的として一般に公開して開催されるものです。

1 日程

(1) 第16回東アジア競争政策トップ会合

令和3年9月28日（火曜）

(2) 第13回東アジア競争法・政策カンファレンス

令和3年9月29日（水曜）

2 開催方法

オンラインにて開催

3 テーマ

(1) 第16回東アジア競争政策トップ会合

「最近の競争法の進展・動向 “新型コロナウイルス感染症は競争法の執行にどのような変化をもたらしたか”」

「ポストコロナ時代の競争法・政策の展望 “危機の長期化による競争法及び執行に与える影響の見通し”」

(2) 第13回東アジア競争法・政策カンファレンス

「データ・サイエンスの進展 “競争法の執行にもたらす影響”」

「デジタル市場における競争法の執行」

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月27日）第16回東アジア競争政策トップ会合及び第13回東アジア競争法・政策カンファレンスの開催について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210927.html>）を御覧ください。

名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、名古屋市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和3年10月12日（火曜） 13時15分～14時45分

2 次第

- (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
- (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

愛知中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 所長
総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→10月→（令和3年10月8日）名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211008nagoya.html>)を御覧ください。

有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き、独占禁止法、下請法等の適切な運用や相談対応に努めていますが、各地域において競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、毎年度、全国の主要都市において、経済界代表等の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会を開催しています。

本年度は、下記のとおり、全国9地区の有識者との懇談会をオンライン方式により開催いたします。

記

1 日程

- 令和3年11月16日（火）（高松地区）
- 11月17日（水）（仙台地区）
- 11月18日（木）（大津地区）
- 11月19日（金）（北海道帯広地区、長野県松本地区）
- 12月 1日（水）（那覇地区）
- 12月 3日（金）（名古屋地区、岡山地区、宮崎地区）

2 出席者

経済団体、消費者団体、学識経験者等の有識者

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→10月→（令和3年10月13日） 有識者との懇談会の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211013minikon.html>) を御覧ください。

第219回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第219回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

1 日時 令和3年9月24日（金）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン方式による開催

3 議題

- (1) ①令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況
②アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について
- (2) ①令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
②最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン
- (3) 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

(注)別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→10月→（令和3年10月18日）第219回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211018_kyokusou.html）を御覧ください。

名古屋地区における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、名古屋地区において、経済界代表等の有識者と公正取引委員会の委員との懇談会をオンライン方式により開催します。

懇談会の概要は以下のとおりです。

- 1 日時
令和3年12月3日(金曜) 15時00分～16時00分
- 2 場所
オンライン方式による開催
- 3 出席者
名古屋地区の有識者5名
公正取引委員会 委員 三村 晶子 ほか（別紙参照）

(注)別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月4日）名古屋地区における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211104nagoya_mini.html) を御覧ください。

タイ取引競争委員会に対する長期専門家の派遣について

公正取引委員会は、タイ政府の要請に応じて、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、タイ取引競争委員会に対して、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家として派遣することとしました。

タイでは、平成11年から競争法が施行され、平成29年改正競争法の施行に伴い、タイ取引競争委員会は独立した行政機関として設置されることとなり、近年、多数の新規職員を雇用しています。

これに伴い、タイ取引競争委員会は職員の能力強化体制の整備を図っていることから、長期専門家派遣は、同委員会の職員に対して、知見や助言を提供し、競争法の執行及び競争政策の策定に関する能力向上を目的として実施するものです。

1 派遣期間

令和3年11月12日～令和5年11月11日（予定）

2 派遣先機関名

タイ取引競争委員会

3 主な活動内容

競争法に関する研修やアドボカシー活動の支援（※）

※ 具体的な活動内容については、今後、長期専門家及びタイ取引競争委員会の間において、効果的な活動の実施に向けた議論を行った上で決定することとなっています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月12日）タイ取引競争委員会に対する長期専門家の派遣について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211112.html>）を御覧ください。

G7 エンフォーサーズ・サミットの開催及び「要約」の公表について

令和3年4月28日に採択されたG7 デジタル・技術大臣会合の大臣宣言において、「デジタル競争に関する協力深化」が重要な取組の一つに挙げられ、デジタル競争に関する取組を支援するため、英国競争・市場庁（以下「CMA」といいます。）に、令和3年にG7の競争当局^(注1)の会合を開催するよう要請されました。

これを受けて、CMAは、令和3年11月29日及び30日、G7の競争当局及び招待国の競争当局^(注2)（以下まとめて「G7等の競争当局」といいます。）のトップが出席する「エンフォーサーズ・サミット」（Enforcers Summit）を開催（対面〔英国・ロンドン〕及びウェブのハイブリッド形式）しました。同サミットには、公正取引委員会から古谷委員長が出席する予定です。

エンフォーサーズ・サミットにおいては、大規模なデジタルプラットフォーム、アプリストア、オンラインマーケットプレイス、デジタル広告、モバイルエコシステム、クラウドコンピューティング、アルゴリズムなどに関連する問題を含む、デジタル分野に関する様々な問題について、G7等の競争当局のトップが議論を行う予定である。また、G7等の競争当局間で連携する可能性のある分野等についても検討が行われます。

（注1）競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省（米国）、競争総局（欧州委員会）、連邦取引委員会（米国）及び公正取引委員会（日本）のことをいいます。

（注2）本年のG7に招待国として参加した、オーストラリア、インド、韓国及び南アフリカの各競争当局である、競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことをいいます。

エンフォーサーズ・サミットの開催に当たり、G7等の競争当局は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）」（別添）を公表しました。同要約においては、デジタル市場における競争上の問題に対処するための各競争当局の活動を概観するとともに、共通の取組等に焦点を当てています。

同要約では、G7等の競争当局の共通の取組等として、例えば以下のものが挙げられています。

- ① 調査、研究又は法執行
- ② 技術専門家を擁するチームの設立
- ③ 法執行ツールの強化や新しい規制の導入のための法改正の検討又は実施
- ④ 国内的及び国際的な規制における協力

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→11月→（令和3年11月29日）G7 エンフォーサーズ・サミットの開催及び「要約」の公表について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211129.html>）を御覧ください。

静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、静岡市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和3年12月8日（水曜） 14時00分～15時30分

2 次第

- (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
- (2)懇 談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

静岡県中小企業団体中央会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月1日） 静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211201shizuoka.html>)を御覧ください。

名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、名古屋市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和3年12月10日（金曜） 14時00分～15時00分

2 次第

- (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
- (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

愛知県中小企業団体中央会 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月3日） 名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211203nagoya.html>) を御覧ください。

金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、金沢市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和3年12月16日（木曜） 14時10分～15時00分

2 次第

- (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
- (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

北陸経済連合会 役員等

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月9日）金沢市市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211209hokurikuminimini.html>)
を御覧ください。

庁舎訪問学習の実施について

公正取引委員会中部事務所では、将来を担う学生に対し、独占禁止法や公正取引委員会の業務について説明し、将来の進路選択に役立てていただくための庁舎訪問学習を実施しています。

このたび、以下の内容で庁舎訪問学習を実施することになりました。

なお、今回の庁舎訪問学習では、独占禁止法教室も併せて開催します。

1 実施日

令和3年12月27日（月曜） 10:30～11:30

2 場所

名古屋合同庁舎第2号館8階 公正取引委員会第3会議室

3 対象

三重県立四日市南高等学校 第1学年及び第2年

4 内容

（1）独占禁止法教室（シミュレーションゲームで学ぶ市場経済等）

（2）業務説明（公正取引委員会の業務、過去の違反事例の紹介等）

※ 今回の独占禁止法教室は、マスク着用、手指消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、実施いたします。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→12月→（令和3年12月20日）庁舎訪問学習の実施について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211220yokkaichiminami.html>)
を御覧ください。

令和4年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について

令和4年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員は以下のとおりであり、予算は総額108億46百万円、定員は27人の増員としています。

1 予算(重点施策別)

(単位：百万円)

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度予算額(B)		対前年度 増△減額 (B-A)
			デジタル庁一括 計上分を除く	
1. 厳正かつ実効性のある独占 禁止法の運用	420	528	341	107
2. 中小企業に不当に不利益を 与える行為の取締り強化	251	321 (467)	309 (456)	70 (216)
3. 競争環境の整備	173	263	263	90
4. 競争政策の運営基盤の強化	237	265 (421)	110	28 (184)
5. その他(既定人件費等)	10,380	9,470	9,464	△910
合 計	11,462	10,846 (11,149)	10,487 (10,633)	△615 (△313)

注1: 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は必ずしも一致しない。

注2: () 内の数字は、令和3年度補正予算(第1号)に計上している額を含む。

2 機構・定員

○機構

官房総務課企画官(経済分析担当)の新設

○定員(増員の内訳)

下請取引及びフリーランスやスタートアップとの取引に係る執行体制の強化 14人

競争環境の整備に向けた唱導(アドボカシー; 提言)体制の強化 6人

法執行や実態調査等における経済分析体制の強化 4人

デジタル市場における企画立案体制・執行体制の強化 3人

※ 事務総局定員 854人(令和4年度末)

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→12月→(令和3年12月24日) 令和4年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211224.html>)を御覧ください。